水国だより

２０２６年6月２４日発行

国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所
水沢国道維持出張所
〒023-0003　岩手県奥州市水沢佐倉河字車堂79
TEL：0197-24-2187　FAX：0197-24-1289

一関市(宮城県境)～花巻市(石鳥谷)までの国道４号を管理しています。

～ 特殊車両取締を行いました ～

６月17日（水）に前沢車両検測所（奥州市前沢古城字幅下）にて、奥州警察署ご協力のもと特殊車両を対象とした過積載などの違反車両に対する指導・取締りを行いました。この点検は、基準を超える大型車によって道路が傷つくのを防ぎ、事故を未然になくすためのものです。実施時間は約2時間、大型車両12台を点検しました。今回は違反車両ゼロという結果となり、ドライバーや運行管理の皆様の、高い安全意識が感じられた結果となりました。こうした皆様のご協力が道路を守り、日々の安全な交通につながっています。道路や橋の寿命を縮めないためにも引き続き違反のない走行にご協力をお願いいたします。

開始前に実施内容を確認しています

車幅の計測をしています

重さの計測をしています

※写真は作業風景を掲載したものであり、違反車両を公表するものではありません。

以下の規定を超えた場合は許可が必要です

長　さ	走行（連結・積載）状態で12m　※トレーラー等連結車はほとんどがこれを超えます
幅	積載状態で2.5m
高　さ	積載状態で3.8m（指定道路では4.1m）
総重量（車＋乗員＋荷物）	積載状態で20ｔ（指定道路では車両の構造に応じて最大２５ｔ）
軸　重	積載状態で最大10ｔ

「特殊車両通行確認制度」をご存じですか？

令和4年4月より、予め登録された車両について、道路情報が電子化された道路を対象にオンラインで即時に通行が可能となる「特殊車両通行確認制度」の運用を開始しました。「特殊車両通行確認制度」においては、即時に通行できることのほか、システム出発地・目的地を入力すれば一度に複数の通行可能経路が表示されるなど、従来の「特殊車両通行許可制度」と比較して使い勝手が良い（早い、簡単、便利）手続きとなっております。ご利用される前に無料でお試し検索いただけますので是非ご活用下さい。(出典:国土交通省HPより抜粋)

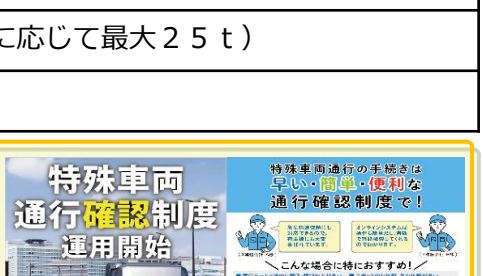

画像をクリック▲
（国土交通省公式HPへ移動します）

「不正軽油使用」の検査も行われています！

岩手県では軽油引取税の脱税や環境汚染を防ぐため、路上や事業所で不正軽油の燃料調査を常時実施しています。灯油や重油を混ぜて軽油の税金を免れる行為は重い犯罪であり、製造した者だけでなく購入した人も厳しく処罰されます。

また、このような粗悪な燃料は大切な車のエンジンを壊し、有害な排気ガスを増やす原因にもなります。安すぎる燃料の売り込みなどあやしい情報に注意し、不審な点があれば県税センターへ情報提供をお願いします。

画像をクリック▶（出典：岩手県ホームページ「軽油引取税の概要」より抜粋）
（岩手県公式HPへ移動します）

皆　さ　ん　ご　協　力　あ　り　が　と　う　ご　ざ　い　ま　し　た